

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続		
税 目	所得税、印紙税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	次期通常国会に「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（仮称）」の提出を予定している。 この 2 つの特別給付金制度では、これまで以下①～③の措置がとられていたが、法律改正後も以下の措置を存続することを要望する。 ① 特別給付金を標準として、租税その他の公課を課さない措置 ② 特別給付金に関する書類及び特別給付金国債を担保とする金銭の貸借に関する書類について、印紙税を課さない措置 ③ 特別給付金を受ける権利及び交付された特別給付金国債について、差押えを禁止する措置		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲1,057 百万円 （ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 - 戦没者等の妻に対する特別給付金は、先の大戦で、一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった戦没者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給するものである。 - 戦没者の父母等に対する特別給付金は、先の大戦で、子又は孫を亡くして子孫が絶え、寂寥感や孤独感と闘ってきた父母（祖父母）の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給するものである。 (2) 施策の必要性 (1)の政策目的を達成するため、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」と「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」では、特別給付金に関する非課税措置と差押禁止措置を規定している。 この税制措置を廃止すると、課税・差押えにより、受給者が実質的に法定額の満額を得られないことになり、戦没者等の妻と戦没者の父母等の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うという同法の目的が十分に達成できない。 したがって、上記要望内容の施策の存続が必要である。		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標 5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること 施策目標 5－1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
		政策の達成目標	戦没者等の妻と戦没者の父母等に対して、国として特別の慰藉を行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	特別給付金の対象見込件数（概数）は以下のとおり。 ・戦没者等の妻に対する特別給付金 106,000 件 ・戦没者の父母等に対する特別給付金 45 件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	今回の要望の措置により、慰藉を行うために適当とされた法定額を満額支給できるようにすることは、戦没者等の妻と戦没者の父母等に対して、国として特別の慰藉を行うという政策目標の達成に効果的であると見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税で、特別給付金に関する個人住民税の非課税措置と差押禁止措置を要望している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	平成 25 年度概算要求額 99 百万円（特別給付金の支給事務費）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置が、特別給付金の支給と今回の要望項目実現の前提となる。

		要望の措置 の 妥 当 性	今回の要望が措置され、特別給付金の法定額の満額が支給されることにより、戦没者等の妻と戦没者の父母等に対して、国として特別の慰藉を行うという特別給付金の目的が達成されることになる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段としての有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯			特別給付金についての非課税措置等は、それぞれの制度創設当初（戦没者等の妻に対する特別給付金は昭和 38 年、戦没者の父母等に対する特別給付金は昭和 42 年）から講じられてきている。